

那須塩原市農業委員会

第 2 2 回総会議事録

平成 3 1 年 4 月 2 5 日(木)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：平成31年4月25日(木) 午後1時～ 午後3時9分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	8	益子 丈弘	〃	20	石崎 清
〃	9	伊藤 順久			

4. 欠席委員：1名（14番 大田原重夫委員）

5. 議事録署名人の指名：3番 加藤拓央委員、4番 三本木直人委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について(編入関係)
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 7) 議案第7号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 報告第1号 平成30年度農業委員会事業実績について

7. 事務局職員

事務局長	久留生 利美	農地係長	新巻 昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主査	印東 恵
農政係主査	小林 功一		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

久留生事務局長	皆さまこんにちは。 那須塩原市農業委員会 第22回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶をいただきます。
君島良一 会長	《挨拶》
久留生事務局長	ありがとうございました。 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。 よろしくお願いいたします。 《開会のブザー》
議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第22回総会を開会いたします。 本日は、大田原重夫委員より欠席する旨の届け出がございました。 藤田一郎委員が遅れておりますので、在任委員20名、出席委員は18名、過半数となりますので総会が成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号3番加藤拓央委員と議席番号4番三本木直人委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番、2番について、益子丈弘委員の報告を求めます。
益子丈弘 委員	議案第1号、番号1番について調査結果を報告します。 農地を交換する申請です。 譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。 調査は、4月24日、午後3時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市黒磯消防団第2分団第4部詰所より東へ約200メートルに位置しています。交換する理由としては、お互いの農地が隣接しており、作業効率の面からみても最適と考え今回の申請に至りました。 譲受人の経営状況は、トラクター13台、コンバイン3台、乾燥機5台を所有し、乳牛437頭を飼育しています。申請地では、水稻、牧草を作付け予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
益子丈弘 委員	議案第1号、番号2番について、調査結果を報告します。 農地を交換する申請です。 譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は、4月24日、午後3時頃、申請地で申請人から行いました。

	申請地は、那須塩原市黒磯消防団第2分団第4詰所より東へ約200メートルに位置しています。交換する理由としては、お互いの農地が隣接しており、作業効率の面からみても、最適と考え今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、トラクター2台、ハーベスター1台、肉用牛を30頭飼育しております。申請地では、牧草を作付け予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番、2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番、2番については、許可することに決しました。
三本木直人 委員	番号3番、4番について、三本木直人委員の報告を求めます。 議案第1号、番号3番について調査結果を報告します。 農地に賃借権を設定する申請です。 貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は、4月24日、午後5時20分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、JR那須塩原駅より東へ約1.5キロメートルに位置しています。 賃借する理由としては、貸手人は昨年夫を亡くし、両親とも80歳を超える高齢のため耕作できなくなってしまったため、今回の申請に至りました。借手人の経営状況は、長男夫婦で水稻を中心に約900aを耕作しています。申請地では、水稻の作付けを予定しています。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
三本木直人 委員	議案第1号、番号4番について、調査結果を報告します。 農地に賃借権を設定する申請です。 貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は4月24日、午後5時00分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、JR那須塩原駅より東へ約2キロメートルに位置しています。 賃借する理由としては、貸手人夫婦は80歳を超えて後継者もないため、今回の申請に至りました。借手人の経営状況は、長男夫婦で水稻を中心に約900aを耕作しています。申請地では、水稻の作付けを予定しています。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。

	番号3番、4番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号3番4番については、許可することに決しました。
藤田一郎 委員	番号5番、6番について、藤田一郎委員の報告を求めます。
	議案第1号、番号5番について、調査結果を報告します。
	農地に賃借権を設定する申請です。
	貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。
	調査は4月18日、午前9時30分頃、申請地で申請人から行いました。
	申請地は那須塩原市立高林小学校より南西に約2.8キロメートルに位置しています。
	賃借する理由としては、当該農地は貸手人が近隣農業者に賃貸していたリンゴ畑であるが、高齢を理由に契約更新をしないため、那須町でハウスイチゴを栽培している申請人を中心に、3人の新規農業者でリンゴ栽培を継続し、アウトレットのロコマーケットや、那須町民芸品や道の駅へ出荷するとともに、個人販売なども計画しています。借手人の経営状況は、那須町にて2000平方メートルのハウスイチゴを栽培しております。申請地では、リンゴの栽培を予定しております。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。
	また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
藤田一郎 委員	議案第1号、番号6番について、調査結果を報告します。
	農地を売買する申請です。
	譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。
	調査は、4月18日、午前10時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。
	申請地は、栃木県北那須水道事務所より北へ430メートルに位置しています。
	売買する理由としては、当該地は譲渡人が会社員であり、約20年にわたり譲受人が耕作しておりますが、子供が大学生、母が病気で入院しているため、学費や入院費用にあてる目的で現在耕作している譲受人に売買の相談となったものです。譲受人の経営状況は、酪農で成牛45頭、育成牛29頭、和牛10頭を飼育しております。申請地では、デントコーン、牧草の作付を予定しています。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。
	また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
	番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号5番、6番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので 藤田一郎委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》

人見二三夫 委員

異議なし多数と認め、番号５番、６番については、許可することに決しました。
番号７番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
議案第１号、番号７番について、調査結果を報告します。
農地に賃借権を設定する申請です。
貸手人・借手人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。
調査は４月１６日、午前１０時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、道の駅湯の香塩原より北東に８００メートルに位置しています。
賃借する理由としては、１５年ほど前から農作業をアルバイトとしてやってきましたが、これから農業人として、借地で花木の栽培をして販売していくとのことです。借手人の経営状況は、５２アールでダリアの栽培をしています。申請地では、ダリアの栽培をしていく予定です。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号７番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
番号７番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

金田廣衛 委員

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号７番については許可することに決しました。
番号８番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
議案第１号、番号８番について、調査結果を報告します。
農地を売買する申請です。
譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。
調査は４月２４日、午後３時頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、烏ヶ森公園より南西へ１．５キロメートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は高齢であり、後継者も居ないとのことです。譲受人の経営状況は、野菜、麦など５３アールを作付しています。申請地では、麦の作付を予定しています。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。
また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号８番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
番号８番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、金田廣衛委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号８番については、許可することに決しました。
番号９番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員	議案第 1 号、番号 9 番について、調査結果を報告します。 農地を売買する申請です。 譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は 4 月 13 日、午後 1 時 30 分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、旧金沢小学校より東へ約 1.5 キロメートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は、農業機械も古くなり、修理代も多大になり、また新しく購入することもできず、耕作することが不可能になったため、今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、夫婦二人で、稲作、牧草、リンゴ、キウイフルーツなどを作付しています。申請地では、稲作の作付を予定しております。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号 9 番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 9 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 9 番については、許可することに決しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 番、2 番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫 委員	議案第 2 号、番号 1 番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に宅地への進入路を整備するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立南小学校より北へ 1.5 キロメートルに位置しています。 現地調査は、4 月 23 日、午前 10 時 55 分頃に行いました。 申請地は周辺の広がり 10 ヘクタール以上となる区域内にあるので第 1 種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、自身の土地の調査及び測量をしたところ、申請地はすでに農地法上の許可を取ることなく、自宅への進入路として使用されていることが判明しました。今後は違反することないように十分に注意しますとする、始末書が添付されています。事業計画は申請地に既存敷地を拡張して宅地への進入路を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用しても問題はないと判断しました。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
人見二三夫 委員	続いて議案第 2 号、番号 2 番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に既存敷地を拡張するための申請です。申請人は番号 1 番と同じです。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立南小学校より北へ 1.5 キロメートルに位置しています。

議長	現地調査は、4月23日、午前10時55分頃に行いました。 申請地は周辺農地の広がり10ha以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、自身の土地の調査及び測量をしたところ、申請地はすでに農地法上の許可を取ることなく自宅への進入路として使用されていることが判明しました。今後は違反することないように十分注意しますとする、始末書が添付されています。事業計画は申請地に既存敷地を拡張する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 報告が終わりました。
	まず番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。 次に番号2番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。
益子丈弘 委員	番号3番について、益子丈弘委員の報告を求めます。 議案第2号、番号3番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に貸駐車場を整備するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より東へ約300メートルに位置しています。 現地調査は、4月22日、午前9時35分頃に行いました。 申請地は、都市計画法上の商業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請人は申請地を相続したところ、農地法上の許可を取ることなく貸駐車場として使用していることが判明しました。今後は違反することないように十分注意しますとする始末書が添付されています。事業計画は申請地に既存敷地を拡張して、14台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。既存のフェンスにて、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用しても問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

三本木直人 委員	異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。 番号4番について、三本木直人委員の報告を求めます。
三本木直人 委員	議案第2号、番号4番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に既存敷地を拡張するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、西那須野塩原インターチェンジより東へ約500メートルに位置しています。 現地調査は4月23日、午後1時55分頃に行いました。 申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請人の孫が隣接地に住宅を建築するために、自宅周辺の調査及び測量を行ったところ、申請地は農地法上の許可を取ることなく自宅敷地の1部として利用されていることが判明しました。今後は違反することのないよう、十分注意しますとする始末書が添付されています。事業計画は申請地に既存敷地を拡張する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号4番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
益子丈弘 委員	異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。 番号5番、6番について、益子丈弘委員の報告を求めます。 議案第2号、番号5番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に貸駐車場を整備するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より南へ約600メートルに位置しています。 現地調査は4月22日、午前9時50分頃に行いました。 申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、駅東口周辺は駐車場が少ないため、また土地の有効利用を考え今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に19台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
益子丈弘 委員	続けて議案第2号、番号6番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地にコインランドリーを建築するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

	申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約１．５キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前９時２０分頃に行いました。 申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本件は既存集落に接続して、住宅やその他申請に係る農地の周辺の地域において、居住する者が業務上必要な施設の建築となるので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、家計の安定と、土地の有効利用活用のため、今回の申請に至りました。事業計画は申請地にコインランドリーを建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず番号５番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については、許可することに決しました。 次に番号６番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については、許可することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号１番について、三本木直人委員の報告を求めます。
三本木直人 委員	議案第３号、番号１番について調査班を代表して報告します。 申請人は、平成２９年１０月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校から北に約１．５キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午後１時５５分頃に行いました。 当初計画人は、当初計画人の妻の父から使用貸借により、申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、当初計画人への使用貸借ではなく、妻である承継者への贈与による所有権移転をした旨申し出があったため申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

	《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、変更を承認することに決しました。 番号２番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫 委員	議案第３号、番号２番について調査班を代表して報告します。 申請人は、昭和４６年２月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西那須野中学校から西へ７００メートルに位置しています。 現地調査は４月２３日、午前１１時１５分頃に行いました。 当初計画人は、申請地に一般住宅を建築し、県外から移住する計画でしたが、仕事の都合により、移住できずにいたところ、承継者より隣接地と併せて宅地分譲したい旨申し出があったため申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声》 異議なし多数と認め、番号２番については変更を承認することに決しました。 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、三本木直人委員の報告を求めます。
三本木直人 委員	議案第４号、番号１番について調査班を代表して報告します。 贈与により申請地に一般住宅を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、西那須野塩原インターチェンジより南西へ約５００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午後２時１５分頃に行いました。 申請地は、都市計画法上の準工業地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、父から夫へ賃借として５条許可を取得したのち、父より娘に土地を贈与してくれることが決まり、権利内容が変更になりました。地目が農地につき今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。

番号２番、３番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員

議案第４号、番号２番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

譲渡人の一人が、先日亡くなりましたが、承継者が判明していない状況です。今回は、売主が死亡している場合なので、売主としての地位が相続され、取下げがないため、この申請は効力が継続されます。

申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約２．５キロメートルに位置しています。

現地調査は、４月２２日、午前９時１５分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、妻子とアパートに住んでおりますが、子供の成長を考え、一戸建ての住宅を考えております。小学校も近く、勤務先も近いので、今後の生活に最適と考え今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理します。コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

承継者が判明してから許可の処分となりますが、地元調査員・調査班ともにあらかじめ許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

益子丈弘 委員

議案第４号、番号３番について調査結果を報告します。

使用貸借により申請地に、一般住宅を建築するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は祖父と孫夫婦です。

申請地は、田舎ランド鳴内より南西へ約９００メートルに位置しています。

現地調査は、４月２２日、午後１時４０分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので、第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、宇都宮にて、アパートに住む孫夫婦であります共働きをしております。今後のことを考え実家に隣接するのであれば、親に子供を預けて仕事を継続できるため、祖父名義の農地に住宅を建築するのが最適と考え今回の申請にいたしました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

議長	地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 報告が終わりました。 まず番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については、許可することに決しました。 次に番号３番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については、許可することに決しました。
金田廣衛 委員	番号４番、５番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第４号、番号４番について調査班を代表して報告します。 贈与により申請地に農業用施設を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、越堀自治公民館より南へ４００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前１１時１０分頃に行いました。 申請地は、農振法上の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので、許可が可能となります。申請に至った経緯は、以前より譲渡人から管理を任されておりましたが、高齢のため土地を譲りたいと申し出があり、自宅から近く利便性も最適地であることから申請に至りました。事業計画は、申請地に農業用倉庫を建築する内容です。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 転用に先立ち、農振農用地からの区分変更も完了しております。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
金田廣衛 委員	続きまして議案第４号、番号５番について調査班を代表して報告します。 使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。 貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 貸人と借人の関係は父と子です。 申請地は、赤沼公民館より北へ約２００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前１１時頃に行いました。 申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので、第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、母屋の老朽化に伴い住宅建築の計画を立てましたが、申請地が最適地であることから申請となりました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

議長	地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 報告が終わりました。 まず番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については、許可することに決しました。 次に番号５番について、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については、許可することに決しました。
三本木直人 委員	番号６番について、三本木直人委員の報告を求めます。 議案第４号、番号６番について調査班を代表して報告します。 使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。 貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 貸人と借人の関係は父と子です。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ約５００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午後２時５分頃に行いました。 申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので、第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、現在借家に住んでおり、将来親の介護や仕事等を考えた結果、父親の所有地が最適と考えましたが、農地につき今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に植栽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。
議長	地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 報告が終わりました。 番号６番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については、許可することに決しました。
辻野京子 委員	番号７番について、辻野京子委員の報告を求めます。 議案第４号、番号７番について調査班を代表して報告します。 売買により申請地に駐車場を整備するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市役所塩原支所より西へ約２キロメートルに位置しています。

	現地調査は、4月23日、午後0時40分頃に行いました。 申請地は、周辺農地の広がりがあるが10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、旅館経営をしているのですが、従業員の駐車場がなく旅館周辺に駐車しているのが現状です。そのため駐車場を確保したいとのことでした。事業計画は申請地に8台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 議長 報告が終わりました。 番号7番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については、許可することに決しました。 番号8番について、伊藤順久委員の報告を求めます。
伊藤順久 委員	議案第4号、番号8番について調査班を代表して報告します。 使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。 貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 貸人と借人の関係は父と子です。 申請地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約2.2キロメートルに位置しています。 現地調査は、4月23日、午前10時5分頃に行いました。 申請地は、周辺農地の広がりがあるが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、相続以前から宅地の一部として利用しており、今回の計画で測量及び調査したところ、農地があることが判明しました。今後このようなことがないように十分注意しますとする始末書が添付されております。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 議長 報告が終わりました。
三本木直人 委員	番号8番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、伊藤順久委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については、許可することに決しました。 番号9番について、三本木直人委員の報告を求めます。 議案第4号、番号9番について調査班を代表して報告します。

	使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。 貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 貸人と借人の関係は、祖母と孫です。 申請地は、西那須野塩原インターチェンジより東へ約500メートルに位置しています。 現地調査は、4月23日、午後1時55分頃に行いました。 申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、現在家族4人でアパート暮らしをしております。子供の将来のことを考え、自宅を新築する計画をたてました。祖母の所有地が実家と隣接しており、最適と判断しましたが、農地につき今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 報告が終わりました。 番号9番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号9番については、許可することに決しました。 番号10番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
議長 金田廣衛 委員	議案第4号、番号10番について調査班を代表して報告します。 売買により申請地に店舗兼住宅を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。 現地調査は、4月22日、午前9時頃に行いました。 申請地は、都市計画法上の近隣商業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は67歳の医師ですが、那須町の住宅の老朽化に伴い、以前からの目標である、飲食業を夫婦で経営したいとのことです。事業計画は、申請地に店舗兼住宅を建築し、13台分の駐車場を整備する内容となっています。上下水道は市の施設を利用し、雨水は区画整理地内の雨水処理施設にて処理します。ブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 報告が終わりました。 番号10番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。
議長	報告が終わりました。 番号10番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

辻野京子 委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１０番については、許可することに決しました。 番号１１番について、辻野京子委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１１番について調査班を代表して報告します。 売買により申請地において、一般住宅を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東小学校より北へ３００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午前１１時４５分頃に行いました。 申請地は、都市計画法上の第１種中高層住居専用地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は市内のアパートで生活しており、１人でアパート暮らしの母親と同居できる住宅の購入を計画していたところ、申請地の話があり今回の申請に至りました。申請地は５００㎡を超えますが、合理的な住居利用を考えると最適であると思います。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。ブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 議長 報告が終わりました。
	番号１１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１１番については、許可することに決しました。 番号１２番及び１３番について、人見二三夫委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１２番について調査班を代表して報告します。 売買により申請地に宅地を分譲するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ西那須野駅より西へ１キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午前１１時１５分頃に行いました。 申請地は都市計画法上の第１種住居地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、住宅地に隣接をし、農地としては合理性に欠けると思われ、宅地分譲の申請となりました。事業計画は、申請地に２区画の宅地を分譲する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理します。土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
	議長 報告が終わりました。 議案第４号、番号１３番について調査班を代表して報告します。 売買により申請地に倉庫を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市烏ヶ森公園より西へ１．５キロメートルに位置しています。

議長

現地調査は、4月23日、午前11時5分頃に行いました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、譲渡人は高齢で後継者もないため、譲受人は倉庫業を営んでおり、現在使用している倉庫が手狭になったことと、トラクタの騒音の問題などで拠点をシフトすることで事業の効率を良くしたいとのことです。事業計画は、申請地に5棟の倉庫と1棟の事務所を建築し、大型トレーラー4台分と従業員用10台分の駐車場を整備する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理とします。雨水は敷地内に雨水処理施設を設置し処理します。擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

報告が終わりました。

まず番号12番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については、許可することに決しました。

次に番号13番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、人見二三夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については、許可することに決しました。

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について(編入関係)」を議題といたします。

番号1番、2番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。

金田廣衛 委員

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は、農用地区域への編入です。

申請人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立日新中学校より東へ600メートルに位置しています。

現地調査は、4月22日、午前10時45分頃に行いました。

編入を必要とする理由は、申請人は農用地を保全するため、農用地に編入したいとのことです。申請人の経営状況は、水稻976アール、畑241アールを作付しています。申請地では、水稻を作付予定です。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えられます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし調査報告を終わります。

議案第5号、番号2番について調査班を代表して報告します。

金田廣衛 委員	農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は、農用地区域への編入です。 申請人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、戸田調整池より南へ１キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前１１時４５分頃に行いました。 編入を必要とする理由は、申請人は農用地を保全するため、農用地に編入したいとのことです。申請人の経営状況は、飼料作物を６５０アール作付しております。申請地では、飼料作物を作付予定です。 調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。 本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。 報告が終わりました。
議長	まず番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に番号２番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については、変更相当として市長へ回答いたします。 ここで、午後２時１５分まで暫時休憩とします。 《休憩》 議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)」を議題といたします。 番号１番、２番について、石崎清委員の報告を求めます。
石崎清 委員	議案第６号、番号１番について調査班を代表して報告します。 農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。 申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立豊浦小学校より南へ約５００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前１０時３０分頃に行いました。 変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、アパート建築に伴い進入路を拡張し安全性を確保したいとのことで申請に至りました。周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または申出地以外では目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申出は既存の敷地面積の２分の１を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員・調査班とも変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

石崎清 委員 議長 三本木直人委員 議長 松本忠太 委員 事務局	議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。 農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。 申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。 申出地は、高林公民館より東へ700メートルに位置しています。 現地調査は4月22日、午後1時5分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、本申請は大規模太陽光発電で事業区域面積が58.6ヘクタールで農地面積は14.6ヘクタールであり、農用地からの除外申請に至りました。除外申請に至っては、県・土地改良区・環境課の申請等もしてあるそうです。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は隣接する土地と一体化して同一の事業目的に供する場合で、第1種の農地の占める面積の割合が、3分の1を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員・調査班とも、変更相当としてやむを得ないと判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。 尚、この太陽光発電については、私個人として、まあ皆さんでもそうだと思いますが、あまりにも面積が多い場合、かなり悩むと思うのです。県の事前協議もしている、土地改良区の協議もしている、面積が1/3ということなので大丈夫だということで、この申請が出てきているのだと思います。これからもこういう問題が出てきた場合、対応にかなり苦労すると思います。その辺を踏まえて法律的には合致しているから大丈夫だと、農業委員会では不許可にもっていきたいと思ったとしても、法律的にはダメだからダメだと。ある隣の県でも、それで裁判になって負けております。こういう問題が、これから先出てきた場合の対応について、検討も必要かなと思っています。今回に関してはやむを得ないと判断しましたので、変更相当と判断しました。皆さんのご意見をお願いします。 報告が終わりました。 まず番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 今、石崎委員から報告を受けましたが、私としても、中山間地に大規模なものが建設されるというのは将来を考えた場合に、景観面や環境破壊等が目に見えている。温暖化や水の環境、今まで山林地帯だったのがこういったものになると。しかしながら、地元にとっては収入などかなりのお金が入る、こういった事例もあるとして、やはり法的には問題ないと、これに対して地元としては違和感があるが認めざるを得ないと、困った問題だと、私の感想です。 他にご意見はございますか。 前に一度出た申請だと思いますが、事務局で説明をよろしくをお願いします。 8月の時に除外ということで申請されました。農地の部分の変更はなかったのですが、山林の部分が変わったということで、一旦取下げとなり、今回改めて除外の申請が出た次第で
--	---

議長	す。 他に質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 質疑、また反対等の意見も無いようですので、石崎清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
伊藤順久 委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については 変更相当として市長へ回答いたします。 番号３番、４番について、伊藤順久委員の報告を求めます。 議案第６号、番号３番について調査班を代表して報告します。 農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。 申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。 申出地は、栃木県立那須特別支援学校より南西へ約５００メートルに位置しています。 現地調査は４月２３日、午前９時５０分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申請地は国道４００号線に面しておりまして、近年店舗等が多く出来たということで、申請地に貸駐車場を５台ほど設置するというような内容でございます。周辺農地の広がりが１０ｈａ未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または申出地以外では目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
伊藤順久 委員	次に議案第６号、番号４番について調査班を代表して報告します。 農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。 申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約９００メートルに位置しています。 現地調査は４月２３日、午前１０時２５分頃に行いました。 変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、農地に建売分譲３区画程度を計画する内容でございます。周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっていますので、不許可の例外に該当します。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、伊藤順久委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に番号４番について、質疑、ご意見はございますか。

辻野京子 委員

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号４番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号５番、６番について、辻野京子委員の報告を求めます。

議案第６号、番号５番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は那須塩原市太夫塚公園より西へ１５０メートルに位置しています。

現地調査は４月２３日、午前１１時２５分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、地域活動の拠点として、敷地を目いっぱい活用していた公民館だったのですが、太夫塚２２８号の道路拡幅事業により敷地が買収され、平成３１年用地買収、平成３２年道路工事が予定され、自治会員数の増加があり地域で駐車場不足、既存の神社、記念碑、倉庫等の問題点を解消、及び効率的な土地利用のための除外が必要となりました。周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので、第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存の敷地面積の２分の１を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

辻野京子 委員

議案第６号、番号６番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立東小学校より南へ６００メートルに位置しています。

現地調査は、４月２３日、午前１１時３５分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、譲渡人は設備工事業を営んでおります。売上確保をするために数年前より太陽光発電事業をしています。規模拡大し安定した収入を得るための除外の申請です。道路、下水道管その他の公共用施設又は鉄道の駅その他施設の状況がある程度達している区域内にあるので第３種農地区分となります。水管、下水道管が埋設されている沿道での区域であり、かつ申出地から概ね５００メートル以内に２つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設等がある区域に設置される施設であれば農地転用は可能となります。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

人見二三夫 委員

議長

伊藤順久 委員

異議なし多数と認め、番号５番については、変更相当として市長へ回答いたします。
次に番号６番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野 京子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号６番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号７番について、人見二三夫委員の報告を求めます。

議案第６号、番号７番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ１キロメートルに位置しています。

現地調査は、４月２３日、午前１０時４５分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、現在実家で父と暮らしておりますが、自宅の老朽化と将来家族が増えることを想定し、生活圏を変えることなく自宅の新築及び土地の購入を計画したところ、申出地が利便性も最適であることから、今回の申請となりました。周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または申出地以外では目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申出は、既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

報告が終わりました。

番号７番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、人見二三夫委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号７番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号８番、９番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

議案第６号、番号８番について調査班を代表して報告いたします。

農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、狩野自治公民館より南東へ約１キロメートルに位置しています。

現地調査は、４月２３日、午前９時３０分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申請人は畜産農家への飼料の配送並びに牛乳の収集等行っているところですが、近年になりまして、需要が増加したということで、業務拡張に伴いまして、駐車場などが手狭になったということで、車の出入り道路状況で不便だということで、安全はじめそういったものを考慮して、駐車場１０台分を確保するために申請に至ったということです。周辺農地の広がり１０ha以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存の敷地面積

伊藤順久 委員

の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。

続きまして議案第6号、番号9番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更申出について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立槻沢小学校より西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月23日、午前9時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、両親、妻、子供と同居しておりますが、子供の成長及び家族が増えたということを考えて家が手狭になったと、また子供、両親の将来のこと農地の管理等を考えまして、実家の近くに住宅を新築したいという理由でございます。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず番号8番について、質疑、ご意見は ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に議案第7号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番、2番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第7号、番号1番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立高林小学校より、南西へ約3.2キロメートルに位置しています。

現地調査は4月22日、午後1時50分頃に行いました。

願い出地の現況は、山林及び一部宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真と家屋全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

渡邊透 委員

続きまして、番号2番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立高林小学校より南西へ約2.7キロメートルに位置しています。

	現地調査は4月22日、午後1時40分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地に該当しないと判断いたしました。 以上のことから、番号1番、2番について地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、渡邊透委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、渡邊透委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、証明することに決しました。
渡邊透 委員	番号3番、4番について、渡邊透委員の報告を求めます。 議案第7号、番号3番について調査班を代表して報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、JR那須塩原駅より南西へ約3.5キロメートルに位置しています。 現地調査は、4月22日、午前10時5分頃行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
渡邊透 委員	続きまして、議案第7号、番号4番について調査班を代表して報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、赤坂自治公民館より北へ約200メートルに位置しています。 現地調査は、4月22日、午前11時頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真と家屋評価証明書が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、番号3番、4番について地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。

	まず番号3番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、渡邊透委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については、証明することに決しました。 次に番号4番について質、疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、渡邊透委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については、証明することに決しました。 番号5番について、辻野京子委員の報告を求めます。
辻野京子 委員	議案第7号、番号5番について調査班を代表して報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立三島小学校より南へ300メートルに位置しています。 現地調査は、4月23日、午前11時55分頃に行いました。 願い出地の現況は、宅地及び駐車場となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断しました。 以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号5番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野京子委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については、証明することに決しました。 番号6番について、伊藤順久委員の報告を求めます。
伊藤順久 委員	議案第7号、番号6番について調査班を代表して報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立南小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置しています。 現地調査は4月23日、午前10時15分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長	報告が終わりました。 番号６番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、伊藤順久委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については、証明することに決しました。 番号７番について、渡邊透委員の報告を求めます。
渡邊透 委員	議案第７号、番号７番について、調査班を代表して報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、ＪＲ那須塩原駅より南へ約６００メートルに位置しています。 現地調査は４月２２日、午前９時４５分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号７番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、渡邊透委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号７番については、証明することに決しました。 番号８番から１４番については、関連がありますので、一括して石崎清委員の報告を求めます。
石崎清 委員	議案第７号、番号８番から１４番について調査班を代表して報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出人が同一人物で、同一の分譲地内についての願い出のため、一括して報告します。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立東原小学校より北西へ３００メートルに位置しています。 現地調査は４月２２日、午前１１時３０分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地及び駐車場となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書と空中写真が添付されています。 証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条の規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員・調査班ともに番号８番から１４番の非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号８番から番号１４番について、質疑、ご意見はございますか。

稲垣政一 委員	詳しく教えていただきたいのですが、何でこんなに住宅が建っているのですか？
石崎清 委員	昭和４０年から５０年にかけて、自分の農地の部分を宅地分譲して貸している、土地は売っていないです。所有者の土地を借りて住宅を建ててしまった、駐車場にしてしまった、ということです。
稲垣政一委員	そういった場合は、建築確認はおりののですか？
事務局	建築基準法と農地法は別ですので、転用するしないにかかわらず、建築確認はおりだと思います。担当が別ですのでその辺は確認しておりません。
稲垣政一 委員	今でもそういう運用なのですか？
事務局	今でも建築指導のほうについては、農地転用の許可は確認していません。許可をとってから、建築基準法の申請をすることになっていると思いますが、あらためて確認はされていないようです。
大根田昇 委員	私も建築に関係して４０年くらい来たのですが、農業委員会の方はどうか知りませんが、とりあえず農地に関しては転用を受けなければだめだと、ようするに土木の方は許可出ないわけですよ。
事務局	建築指導課と農業委員会の方、先程お答えしたとおり基本的には別々です。 確認申請を受ける際には、農地転用の許可のあるなしは、建築確認の窓口では、しないという形をとっています。ただ以前、大田原土木事務所で確認申請をおろして、市町村が窓口になっておりました。今は那須塩原市が確認申請をおろしています。そういった中で意見としてつけたことはあったと思いますが、実際にはそれぞれ別々の扱いをしています。あと補足ですが、開発許可の制度が昭和５０年から始まったので、ここの分譲地はおそらく開発許可以前の分譲地ということで、開発許可を取った場合は道路が建築基準法上の開発道路になりますが、こちらは開発許可を取る前ということで、位置指定道路を取ったうえで、確認申請を取っているのではないかと思います。
稲垣政一 委員	そういう詳しいことは分からないのですけども、そうお互いにあっちこちになってしまうとおかしなことになってしまうと思うのですが。
議長	実際には、昔だと建築確認がなくても、建てていたという場合もあります。都市計画区域外だとばんばん建ったので、ただ今回は区域内だから、実際に確認おろしたのは大田原土木事務所だから、農地かどうかの確認はしない。ただ問題はそういう違反建築がされないように、農業委員にパトロールをお願いしている。分からないときは立ち会おうと。だからこれは、昭和４０年から５０年代に建っていたのだらうね。見つかったら農地法違反で止められたのだらうけど。だから、是非今後も農地に家が建たないように、確認申請では、農地法までは確認していませんから、農業委員が見つかるほかないとなりますので、よろしく願いしたいと思います。
議長	他に何か質疑、ご意見はありますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号８番から１４番については、証明することに決しました。 番号１５番について、石崎清委員の報告を求めます。
石崎清 委員	議案第７号、番号１５番について調査班を代表して報告します。

	非農地証明の願い出です。 これは１月から継続審議されている議案です。何回かこの会議に出ているので皆さんご存知か と思います。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・議案書記載のとおりです。 願い出地は、鳥野目オートキャンプ場より北東に約５００メートルに位置しています。 現地調査は４月２２日、午後２時１０分頃に行いました。 願い出地の現況は、畑と原野になっております。 現地を確認し、県の回答も踏まえた結果、願い出地№①から⑮について全て、森林の様相に呈 しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、その土地の周囲の状 況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいず れにも該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明不相当とし、委員各位のご審 議をお願いし、報告を終わります。 この問題についてはかなり難儀しました。これからこういう問題が数多く出てくると思いま す。県へも意見を照会し、調査研究委員会、運営委員会で協議の結果、こういう回答が出まし たので、こういう不相当として農業委員会も従うという形をとって不相当と判断いたしまし た。
議長	報告が終わりました。 番号１５番について、質疑、ご意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は、証明不相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１５番については、証明しないことに決しました。
事務局	次に議案第８号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規程による農用地利用集積計画の 協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
議長	議案第８号についてご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員 会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。議案書２３ページ から３０ページが「利用権設定関係」の案件で２６件、合計面積は３０３．９５２平方メー トルとなります。続いて３１ページから３２ページが「所有権移転関係」の案件で５件、面積は ５４．６７１平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位か ら報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしているとのこ とから、市長への回答は決定として問題はないと思われます。
	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第８号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。

事務局
議長

次に、報告第1号「平成30年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(説明)

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、報告第1号は、事務局報告のとおりとします。

慎重審議いただき ありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第22回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

3 番

4 番
